様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人　日本大学

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
歯科衛生専門課程	歯科衛生士学科	夜・通信	新ｶﾘｷｭﾗﾑ ４２単位	９単位	
			旧ｶﾘｷｭﾗﾑ ３９単位	９単位	
（備考）					

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

インターネットによる公開 https://www.dent.nihon-u.ac.jp/hyg/education/syllabus/

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人　日本大学

１．理事（役員）名簿の公表方法

大学ホームページにて公表（「理事・監事の紹介」ページ） https://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/board/director/

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	弁護士	2022.7.1 ～ 2026.6 (定時評議員会終結の時まで)	組織運営体制へのチェック機能
非常勤	医師	2022.7.1 ～ 2026.6 (定時評議員会終結の時まで)	組織運営体制へのチェック機能
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人　日本大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。
（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要） 12 月初旬期日で授業担当者の選任を各講座へ依頼し，授業担当者が選出された後，専任教員が授業担当者と日程，授業内容の打合せを行い，１月中に「シラバス作成ガイドライン」を基に授業計画案を作成する。 ・授業計画の作成・公表時期 12 月から３月中旬（講義担当者会議開催までに）作成し，３月末にＨＰへ公表する。

授業計画書の公表方法	インターネットによる公表 https://www.dent.nihon-u.ac.jp/hyg/education/syllabus/

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。
（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要） 学習の評価は，毎学期の終わりに実施する定期試験と平常試験，レポートなどを総合して行う。ただし，学科目によっては，その他の方法で評価することができる。
３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）
学業成績の判定は，優・良・可及び不可の４種をもってこれを表し，優は 80 点以上，良は 70 点以上 79 点以下，可は 60 点以上 69 点以下，不可は 59 点以下とし，優・良・可は合格，不可を不合格とする。

客観的な指標の算出方法の公表方法	インターネットによる公表 https://www.dent.nihon-u.ac.jp/hyg/education/result/

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）
修業年限３年以上，６年以内の所定の課程を修了した者には卒業を認める。
各学科目及び実習に係る出席時間数が教育課程に定める時間数に満たない者については，必要な補習を行った上，卒業を認める。
卒業を認めた者には，卒業証書を授与する。

卒業の認定に関する方針の公表方法	インターネットによる公表 https://www.dent.nihon-u.ac.jp/hyg/education/result/

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校
設置者名	学校法人　日本大学

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/financial/report/
収支計算書又は損益計算書	https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/financial/report/
財産目録	https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/financial/report/
事業報告書	https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/financial/report/
監事による監査報告（書）	https://www.nihon-u.ac.jp/disclosur/financial/report/

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療関係	歯科衛生専門	歯科衛生士	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
３年	昼	新：１０８ 旧：１０８ 単位時間／単位	新：３０ 旧：３０ 単位時間／単位	新：6 旧：6 単位時間／単位	新：２７ 旧：２７ 単位時間／単位	単位時間／単位	単位時間／単位
			63 単位　単位時間／単位				

生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
120 人	103 人	1 人	4 人	100 人	104 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 12 月初旬期日で授業担当者の選任を各講座へ依頼し，授業担当者が選出された後，専任教員が授業担当者と日程，授業内容の打合せを行い，１月中に「シラバス作成ガイドライン」を基に授業計画案を作成する。
成績評価の基準・方法
（概要） 学業成績の判定は，優・良・可及び不可の４種をもってこれを表し，優は 80 点以上，良は 70 点以上 79 点以下，可は 60 点以上 69 点以下，不可は 59 点以下とし，優・良・可は合格，不可を不合格とする。
卒業・進級の認定基準

（概要）
　各学年の学科目を履修し，試験に合格した者には，進級を認める。
各学科目及び実習に係る出席時間数が第７条に定める時間数に満たない者については，必要な補習を行った上，進級を認める。修業年限３年以上，６年以内の所定の課程を修了した者には卒業を認める。各学科目及び実習に係る出席時間数が教育課程に定める時間数に満たない者については，必要な補習を行った上，卒業を認める。
卒業を認めた者には，卒業証書を授与する。

学修支援等

（概要）
学業成績が不振であると思われる学生に対しては，放課後や土曜日などを利用して，担任が個別指導を実施し，修学を支援している。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
0 人 （100%）	0 人 （　　%）	0 人 （　　%）	0 人 （　　%）

（主な就職、業界等）

（就職指導内容）

（主な学修成果（資格・検定等））
歯科衛生士国家資格

（備考）（任意記載事項）
令和６年度卒業者がいない

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
103 人	2 人	1.9%

（中途退学の主な理由）
進路変更，芸能活動が忙しいため

（中退防止・中退者支援のための取組）
学生と担任との個人面談や保護者との連絡を密にとり，学業に支障をきたすさまざまな要因を改善し，学生が学業に専念し，安定した学生生活が送ることができるような環境づくりに努めている。

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 （年間）	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生士学科	250,000 円	700,000 円	100,000 円	施設設備費，実験実習費
修学支援（任意記載事項）				

ｂ）学校評価

自己評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

・大学ホームページ>大学，短期大学部，専門学校の自己点検・評価
https://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/evaluation/self_evaluation/

学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）

以下の①～③に該当する者の中から合計３～５名を任期１年として構成する。

① 卒業生
② 保護者・地域住民
③ 学校の専門分野における関係団体・関係業界
（就職先企業，施設等の実習先，分野別の業界団体等）

【評価項目】

① カリキュラム・ポリシーに基づき，専門課程にふさわしい授業科目を開設し教育課程を体系的に編成しているか。
② 学生への支援は適切に行われているか。
③ 災害に備えた環境が整備されているか。

○重点目標

学生募集活動は適正に行われているか。

【評価結果の活用方法】

評価結果を各学校ホームページにて公表し，広く社会に情報提供するとともに，今後の専門学校の運営改善に資するために，指摘事項に対する改善方策を次年度初頭までに策定し，専門学校長の指示のもと実施していく。

また，改善方策の達成状況の点検を含めた自己点検・評価を実施し，その結果については，学校関係者評価による客観的観点において点検・評価を受けることにより，ＰＤＣＡサイクルを機能させる。

学校関係者評価の委員

所属	任期	種別
歯学部附属歯科衛生専門学校同窓会会長	令和６年４月１日～ 令和７年３月 31 日	卒業生
成田歯科医院	令和６年４月１日～ 令和７年３月 31 日	卒業生
神田学校歯科医会会長	令和６年４月１日～ 令和７年３月 31 日	学校の専門分野における関係団体・関係業界

学校関係者評価結果の公表方法
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.dent.nihon-u.ac.jp/hyg/about/disclosure/
第三者による学校評価（任意記載事項）

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.dent.nihon-u.ac.jp/hyg/

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H113310100134
学校名（○○大学 等）	日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人　日本大学

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		－人（－）人	－人（－）人	－人（－）人
内訳	第Ⅰ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅱ区分	－	0人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				－人（－）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人		
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人		
計	0人		
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期	

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	0人		

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当）	0人		
ＧＰＡ等が下位４分の１	0人		
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人		
計	0人		
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。